

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 \_\_\_\_\_ 中小企業支援課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>中小企業金融対策費</p>	<p>(1) 関係機関との連携による代位弁済の防止について（意見1）</p> <p>代位弁済率とは、代位弁済額総額を保証債務平均残高で除すことにより求められる率である。平成23年度の県信用保証協会全体の保証にかかる代位弁済率は2.19%（全国52協会中29位）と、全国52協会の平均2.46%を下回っているものの、全国には下記のグラフのとおり代弁率がより低い協会も多数ある状況である。</p> <p>代位弁済の防止のためには、経営改善、事業再生等を支援することにより、貸出先企業の経営状況を向上させ、代位弁済が必要となる事態を未然に防止することが重要である。厳しい経営環境が続く中、業績が低迷・悪化している中小零細企業の中には、経営改善がなかなか進んでいない企業も多いため、金融機関をはじめ、関係機関とのより一層の連携による経営改善等の支援が望まれる。</p>	<p>信用保証制度は信用基盤の弱い中小企業の信用力を補完し、資金調達の円滑化を図るための制度であり、厳しい経済情勢の下、積極的な金融支援が求められる中で代位弁済率の低減のみを目標とすることは、保証承諾の縮小にもつながり必ずしも望ましいことではないと考えます。</p> <p>一方、融資を受けた企業の経営状況の改善を図り、代位弁済を未然に防止することは地域経済の安定を図るうえでも重要であることから、県制度融資において、経営力の強化や事業再生等への支援施策を充実・強化したところです。</p> <p>また、金融円滑化法の終了に伴い、金融機関や信用保証協会に対し一層の経営支援等を要請したところであり、引き続き、関係機関と連携・協力しながら、時々々の経済状況に応じた中小企業支援に鋭意取り組んでまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 中小企業支援課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>中小企業金融対策費</p>	<p>(2) 滋賀県信用保証協会の人件費について (意見 2)</p> <p>一人当たり人件費について、他県（※保証残高の類似県 6 県）の平均が約 8 百万円のところ滋賀県は 9 百万円と平均よりも 1 百万円程度多額となっている。平成 23 年度は、当協会のシステムの変更に伴う移行の年度となった特殊な事情から、一人当たり約 400 千円の増加となっていることが影響しており、当該事情を考慮すると、他県平均に比して約 600 千円高いこととなる。</p> <p>この点、当協会は、平成 22 年度まで人事院勧告に基づく、全国信用保証協会連合会の給与計算例（税務職表）を使用してきたが、給与水準について「世間一般の情勢」や「保証協会は中小企業施策を実施する公的機関である」等の観点から給与体系の検証を行った結果、種々の状況から国の行政職俸給表への移行等を決定し、平成 23 年度より実施することとした。</p> <p>この見直しにより、大幅な減額の是正策としての 3 年間の現給保障期間が経過した後の平成 26 年度には、年額約 28 百万円（5.6%）の減額になり、一人当たり約 400 千円の減額となる見込みである。</p> <p>今後とも引き続き効率的な組織運営について検討が望まれる。</p>	<p>左記に対する基本的な考え方等</p> <p>滋賀県信用保証協会の人件費に関しては、平成 23 年度から給与水準の見直しに取り組んでおり、この見直し期間が終了する平成 26 年度以降は、他県と概ね同水準になる見込みです。</p> <p>なお、県としては引き続き、同協会において効率的な組織運営が行われるよう適宜助言等を行ってまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 商工政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
商工労働行政推進費	<p>(3) コラボしが21内の県施設の貸付料の減免について（指摘1）</p> <p>県は、コラボしが21における県専有部分のほとんどを、商工・労働福祉団体に貸し付けている。貸付料の平成23年度実績は37百万円であり、当該貸付料は積算単価を1/2に減免して算出されている。減免の根拠として県は、「滋賀県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条（公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき）をあげている。</p> <p>PFI事業によるサービス購入費はこの先約20年間は支出が継続される見込みであり、厳しい県財政の中、賃料収入の重要性は増している。もし年間37百万円の減額を行わなければ、今後20年間（例えば平成26年4月から平成46年3月まで）で最大約7億円賃料収入が増加する余地がある。</p> <p>1/2という減免割合は、コラボしが21の設立に際して、入居団体からの要望により激変緩和措置を含めて協議を行った結果、暫定措置を経て平成17年度以降に恒久的なものとして決定されたとのことであるが、恒久的に一律1/2減免するのではなく、各団体の公益性を個別に再検討し、減免金額を見直すべきである。</p>	<p>コラボしが21は、産業支援機関の有する経営資源の効率化によるワンストップサービスを実現し、利用者の利便性の向上を図ることを目的の一つとしており、その設置の趣旨や入居団体の有する公益性・県行政の補完機能に鑑み、貸付料の1/2を軽減しているところです。</p> <p>今回の指摘を受けて、本年4月施行の滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例において、こうした中小企業に関係する団体について、中小企業の活性化のための支援・協力の役割が位置づけられたことも踏まえつつ、公益性の確保、入居団体の意向、利用者の利便性等を見極めながら、見直しの要否について検討してまいります。</p>

## 平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名            商工政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
商工労働行政推進費	<p>(4) コラボしが21事業のモニタリング結果の公表について(意見3)</p> <p>PFI 事業については、内閣府民間資金等活用事業推進室（PFI 推進室）の「PFI 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」（平成 21 年 4 月 3 日）において、「事業の前提条件である事業環境が変化しても契約に定められた各種条件の変更ができなかったり、モニタリングが適切に機能しなかったりといった問題がある。」と指摘されている。</p> <p>PFI 事業の成果を検証する観点から、モニタリング結果を県民に公表することが望まれる。</p>	<p>モニタリングの結果については、平成 25 年 4 月から県ホームページで公表しており、今後も継続してまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>商工労働行政推進費</p>	<p>(5)「新基盤事業3本柱の確立」事業に関する収支実績報告について(指摘2)</p> <p>県は、当該事業が事業継続等の要件を満たしており、業務委託仕様書第10項の規定により収入の返還を要しないことになるため、実績報告書のうち「様式11(2)委託事業における収益」について詳細な妥当性の検証を実施していない。実績報告書のうち「様式11(2)委託事業における収益」は、収益納付に係る計算資料であるとともに、事業成果の検証資料でもある。返還を要しない場合であっても詳細に妥当性を検証すべきである。</p>	<p>収入の返還については、実績報告書の確認および委託対象企業への訪問調査を通じ、「滋賀県公募提案型ふるさと雇用再生特別事業実施要綱第25条3」を満たしており、返還の義務が発生しないことの確認ができていました。</p> <p>しかしながら、「様式11(2)委託事業における収益」については、指摘に基づき再度調査した結果、一部誤りが確認されました。今後は、返還義務の有無にかかわらず、実績報告書の精査を徹底し、事業成果の妥当性評価の精度向上に努めてまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 商工政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
産業振興総合支援推進事業費	<p>(6) 産業支援プラザの実施する事業の明確化について (意見 4)</p> <p>産業支援プラザにおいては、中小企業の支援業務として、情報収集・発信から経営相談まで、中小企業者に対して幅広くサービスを提供している。情報収集・発信の中には、全般的な情報から工業技術や下請け関連の情報まで幅広い分野が含まれている。</p> <p>事業を細分化することは、利用者に対してきめ細かなサービスを提供できる一方、複雑すぎてわかりづらくなってしまのおそれがある。また、事業間の連携や事務作業等の発生により提供者の総コストを増加させることにもつながりかねない。</p> <p>利用者目線に立ったわかりやすいサービスメニューとなるように工夫し、産業支援プラザの利用促進を図っていくことが望まれる。</p>	<p>産業プラザが実施した各事業に対するアンケート調査や他の産業支援機関との情報交換等により、中小企業者のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努めるとともに、ホームページ、メールマガジン、ガイドブックおよび事業内容に係る説明会等、様々な媒体や機会を工夫することにより、これまで以上に各種の支援策が県内中小企業にとってわかりやすく利用しやすいものとなるよう努めてまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 \_\_\_\_\_ 中小企業支援課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>商工会商工会議所活動強化費</p>	<p>(7) 商工会等への補助金の効果測定指標について（指摘3）</p> <p>この補助対象事業の目的を達成するための主な取り組みである経営指導について、県においては経営指導員一人当たり巡回訪問件数を360件/年という目標数値を定めている。平成23年度の商工会等の総巡回指導件数は50,614件、総経営指導員数127人で割ると398件/人・年となり、平均値としては目標達成されているといえる。しかし、その指導内容の質については検証されていない。</p> <p>指導内容の質を高めながら、多くの件数を巡回することが、利用者の満足度をより高めることに繋がると思われるため、利用者アンケートを取るなどの方法により、指導内容の質についても向上に資する効果測定指標の設定が求められる。</p>	<p>ご意見のあった利用者アンケートについては、商工会等が巡回指導内容の自己評価や点検、フィードバックのために有効な手段であり、これまでからも定期的に行われてきたものであるため、このアンケートを活用して利用者の満足度をより高めるようにするとともに、効果測定などの方法について研究を進めてまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 \_\_\_\_\_ 中小企業支援課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>商工会商工会議所活動強化費</p>	<p>(8) 商工会等への補助金算定のPDCAサイクルについて（意見5）</p> <p>平成18年度より県の単独財源になり、商工会の設置定数について平成18年度に県と県連合会が、平成24年度末までにかけて補助対象人員の定数を2割削減することが取りきめられるなど、経営指導に関する補助金は削減傾向にある。しかしながら、現在の補助金の算定根拠について、基本的には国庫補助対象であった平成17年度までの基準を踏襲する形となっている。</p> <p>算定基準は中小企業活性化の推進に対し、コスト・ベネフィット・バランスの観点から、県としてどの程度関与すべきかの側面で捉えるべきである。</p> <p>商工会等の活動状況やその結果として吸い上げた中小企業の悩み・要望、それらに対する対応策の実施状況・傾向等を踏まえた上で、現状の組織体制・人員・コストが十分か、あるいは有効に機能しているかを評価し、今後の重点施策に結び付けていく必要がある。毎年15億円もの県費を投入する事業においては、行政として十分に説明責任を果たさなければならない。今後このような中長期的な視点でのPDCAサイクルの形成が望まれる。</p>	<p>現在の補助金の算定根拠は、基本的には現在の地方交付税の算定基準を基にしているものであり、平成17年度までの国庫補助金と同様に一定の根拠があるものと考えています。</p> <p>また、補助対象となっている経営改善普及事業については、利用者アンケートなどにより効果の把握に努めるとともに、滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例にも中小企業活性化施策の推進に当たっては、中小企業者や関係団体、市町の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずることが規定されていることから、商工会等への補助金についても、より効果的な補助金の交付ができるよう今後とも検討を続けてまいります。</p>



平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 中小企業支援課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>商工会商工会議所活動強化費</p>	<p>(9) 商工会等の合併の促進について（意見6）</p> <p>商工会等の合併の効果は、一般的に「人員の合理化・事務の効率化」や、「スケールメリットを活かした組織の柔軟化・多層化による職務の専門化・高度化」にある。近年の市町村合併に伴い、平成17年度末と比べ商工会数は46商工会から25商工会へと21減少しているが、合併による効果がどれくらい出ているかについてモニタリングしていくことが重要である。</p> <p>合併による効果が出ていると判断される場合、県は、指導的機能発揮の観点から、積極的に合併を促進して、コスト・ベネフィット・バランスの向上に努めていくことが望ましい。</p>	<p>合併による効果については、商工会連合会等からそのメリット、デメリット等の把握に努めてまいります。</p> <p>商工会等の合併については、団体の意思に基づき行われるものであり、県は、団体の自主的な合併に対する取組に対し、側面的な支援をしていくべき立場であると考えています。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 \_\_\_\_\_ 中小企業支援課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>商工会商工会議所活動強化費</p>	<p>(10) 大津商工会議所の補助対象業務の明確化について（意見 7）</p> <p>小規模事業経営支援事業費補助金は中小企業相談所が実施する事業の一部である経営改善指導事業を補助対象としているはずであるが、中小企業相談所の職員はその全員が他部署にも所属しており、結果的に大津商工会議所が行う他の一般活動費の一部や会員向け事業についても従事していると捉えられかねない。</p> <p>県の補助対象となる中小企業相談所の業務とそれ以外の業務とは明確に区分することが望まれる。</p>	<p>補助対象業務の明確化については、既に各商工会議所に対して補助対象業務とそれ以外の業務とを明確に区別するよう改めて文書で要請したところです。</p> <p>また、事務分掌や組織体制図の作成に当たっては、経営指導員等の所掌事務について誤解を招くことのないように指導してまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 \_\_\_\_\_ 中小企業支援課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>商工会商工会議所活動強化費</p>	<p>(11) 大津商工会議所の経営指導員等の必要研修の受講不足について（指摘4）</p> <p>経営指導員等の資質向上等の取り組みとして、滋賀県中小企業相談所専門指導室が主催する研修に経営指導員は20時間以上参加すること、経営支援員は10時間以上参加することが目標とされている。また、経営指導員等になった1、2年度目に中小企業大学校の研修に参加することも目標とされている。</p> <p>平成23年度の研修時間認定証によると、7名中1名の経営指導員が4時間未履修、2名中1名の経営支援員が10時間未履修（研修時間0時間）の状態であった。</p> <p>経営指導員等としての資質の維持向上にとって、必要な研修の履修は不可欠なものである。必要な研修の受講が行えるような組織的な環境作りが求められる。</p>	<p>経営指導員等が必要な研修を確実に履修されるよう、計画的な研修の受講について、既に各商工会議所に対して改めて文書で要請したところです。</p> <p>今後は研修の受講状況についてその把握に努めるとともに、経営指導員等の資質向上のため、研修の環境づくりについても商工会議所連合会などと意見交換をまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 \_\_\_\_\_ 中小企業支援課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>商工会商工会議所活動強化費</p>	<p><b>(12) 地域振興対策事業費補助金の補助対象の明確化について（意見 8）</b></p> <p>一般活動費補助金の中で最も大きな事業項目である地域振興対策事業費補助金については、地域の活性化に資することを目的として各商工会が企画し県連合会を通じて採択・配分されているが、商工会の自由裁量度が高い事業となっている。</p> <p>現在必要とされる施策に対して補助金が有効に活用されるように、県としてモニタリングを強化すべく補助対象を明確化することが望ましい。</p>	<p>地域振興対策事業費補助金は商工会が実施するまちづくりまたはむらおこしなどの地域振興対策事業を補助対象とするものであり、補助金交付要綱のほか「実施要領」や「執行にあたっての留意事項」を定め、補助事業の目的や対象を明確にしています。</p> <p>商工会連合会においては、上記の県の規定に則り、委員会を設けて審査をした上で、採択・配分を行っており、県としても事業の内容や経費について事業計画書や実績報告書により確認をしています。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 \_\_\_\_\_ 中小企業支援課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>中小企業団体中央会 等活動促進費</p>	<p><b>(13) 中央会、商工会等、産業支援プラザとの役割分担の明確化について（意見9）</b></p> <p>中央会と商工会等とは根拠法令や指導対象が異なっており、中央会では中小企業が単独で実施することや対応し難い諸問題に対し、連携して解決を図るための組合組織の活性化を指導するなど、業種別の広域な連携を推進している。</p> <p>また、県内には前述した産業支援プラザも中小企業支援のための組織として存在し、県内企業の経営相談業務を行っている。商工会等の経営指導員は日常的に地区内の小規模事業者等を巡回指導し、それぞれの地域密着のホームドクターとして身近な経営課題を解決している。一方で産業支援プラザにおいては、民間ノウハウを有するプロジェクトマネージャー等を設置し、技術面・経営面等の専門的な相談に応じ、より高度な創業支援や経営革新に取り組んでいる。</p> <p>県は、厳しい財政状況の中で、最大のコスト・ベネフィット・バランスを發揮できるような補助金の支出を行っていく必要がある。そのためには県は、中小企業者に対して各機関の役割の周知に努めるとともに、それぞれの経営指導の特徴を表した活動指標を設定し、効果的な補助金支出のためのPDCAサイクルを運用することが望まれる。</p>	<p>各機関の役割については、これまでからも周知に努めていますが、今後とも関係機関と連携しながら周知に努めてまいります。</p> <p>また、左記の意見の記述のとおり、中央会、商工会等、産業支援プラザはそれぞれが中小企業支援のために大事な役割を果たしており、県としてはこれらの役割に応じた予算の執行をしてきたところであり、今後とも各機関の特徴や強みを活かした活動ができるよう適正な支援をしてまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 中小企業支援課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>商工労働行政推進費</p>	<p>(14)草津 SOHO ビジネスオフィスの立地について (意見 10)</p> <p>草津 SOHO ビジネスオフィスが入居する「エルティ 932」は JR 草津駅と連絡デッキにより直結され、事業活動を行う上で優れたロケーションであるため、入居率は米原 SOHO ビジネスオフィスと比べ高くなっている。また退去後の県内事業所設置率は 82.0%、事業拡大したものは 62.3%と成果を上げている。</p> <p>一方で年間 28 百万円の賃料負担があるのも事実である。これまでも賃料の引き下げ等のコスト削減努力及び県有施設の利用可能性の検討がなされているが、今後も引き続き県有施設の有効利用及び支出削減についての検討が望まれる。</p>	<p>草津 SOHO ビジネスオフィスは、創業や新事業の創出に当たって大学との連携が図りやすく、マーケットの層も厚い草津に立地を求めました。</p> <p>ビジネスオフィスにとって利便性は重要であり、県有施設について利便性が高く耐震改修なども不要な適切な施設がない中で、国庫補助を受け、また草津市からの寄付も受け、イニシャルコストを抑える形で現在地に開設したものです。</p> <p>賃料については、これまでからも周辺の賃料などを考慮した上で、毎年定めているものであり、今後とも地価の動向や他のテナントの状況も把握した上で、適正な価格を決めてまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
陶芸の森事業費	<p>(15) (公財)陶芸の森の収益拡大への取組みについて (意見 11)</p> <p>(公財)陶芸の森では、集客促進のための様々なイベント・催しの実施やバリアフリー対策を講じているが、収益の拡大には結び付いていないのが現状である。入園者からの寄付や企業からの協賛金を募る仕組みを作るなど、より一層の収益拡大への取組みが望まれる。</p> <p>また、集客については、民間（市民サポーター、NPO、ボランティア団体等）の力を借りることも効果的と考える。定期的に場の提供を行う代わりに、信楽焼のブランドを有効利用したイベント等を企画運営してもらい、ボランティアによる植栽イベントを企画するなど、市民の参画を促進することにより、収益拡大とともに支出削減を図ることができると思われる。</p>	<p>陶芸の森の収益拡大への取組については、多くの入館者が見込まれる展覧会を適宜開催し、観覧料の収入増を図るとともに、陶芸作品の野外設置、ボランティアによる園内 PR 活動、各種講座や陶器市の開催および様々なレクリエーションイベントの開催等により、集客を促進しているところです。</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日からは、企業からの寄付金等の活用を図るために陶芸の森やきもの振興基金を設置したところです。また、しがらき作家市の開催など、民間の力を活用したイベントを引き続き企画するなど、一層の集客を図り、収益拡大と支出削減を図ってまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
陶芸の森事業費	<p>(16) 陶芸の森の指定管理者の募集について (意見 12)</p> <p>非公募とする理由として管理運営のために設立された財団であることやノウハウが蓄積されていることに重点を置くと、結果として競争が働かずにコスト意識が希薄になる危険性があり、また、コスト削減に対するインセンティブが働きにくくなる恐れがあることから、県と指定管理者との間に緊張感を保つような仕組みを構築することが重要である。現行の指定管理は平成 28 年 3 月 31 日までとなっているが、次回の指定管理者選定に当たっては、施設の効率的な管理運営の観点からの検討が望まれる。</p>	<p>陶芸の森の効率的な管理運営については、指定管理者から提出される事業報告書において、事業計画書との比較検討を行い、適切に業務が遂行されていることを確認しているところです。</p> <p>また、定期的にモニタリングを実施し、サービスの向上や適切な管理運営がなされているか等を確認するなど、指定管理者との間に緊張感が保たれるよう努めています。</p> <p>次回の指定管理者選定に当たっては、コスト削減を図るための管理運営目標の設定など施設の効率的な管理運営が図られるような仕組みを検討してまいります。</p>



平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
陶芸の森事業費	<p>(17) 国際観光地緑化推進事業終了後の芝生管理や除草作業等の継続について（指摘5）</p> <p>芝生管理や除草作業等は、指定管理者制度導入の趣旨である「県民に対するサービス向上」の観点から、指定管理者によって当然に実施されるべき業務である。指定管理者の管理運営に対する評価を今後の管理運営に反映させていくことでPDCAサイクルを着実に実行するなど、継続して維持管理ができるような手だてを検討すべきである。</p>	<p>より多くの人々に陶芸の森を利用していただくためにも、公園等の維持管理は重要であり、今後、指定管理者において、適正な維持管理が図られるよう、方策を検討してまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
陶芸の森事業費	<p>(18) 観光振興魅力アップ事業に関する業務実績報告について(意見 13)</p> <p>同事業を実施した目的は、将来の信楽焼産地の観光振興を担う人材の育成にあるにもかかわらず、業務実績報告では整理した資料の冊数やファイル点数を中心に報告されており、人材育成に関する記述は十分ではなかった。同事業は信楽地域の活性化にとって重要な施策である。充実した人材育成を図るために、より人材育成の観点を重視した実績報告がなされることが望ましい。</p>	<p>当該事業については、仕様書に基づき適正に事業が実施されていることを確認していますが、人材育成に関する記述が十分ではなかったため、今後、業務実績報告については、事業目的に則し、人材育成の観点が十分に記載された報告がなされるよう対応してまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 \_\_\_\_\_ 中小企業支援課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
工業振興調整事業費	<p><b>(19) 滋賀の新しい産業づくり促進資金の貸付審査の充実について(指摘6)</b></p> <p>新規貸付けの際には産業支援プラザに信用調査を委託し、提出された調査書により融資決定について検討している。</p> <p>貸付金の返済計画が、将来の商品化による収益に依存するものとなっているにもかかわらず、上記「総合所見」は、その商品化の実現可能性に言及していない。また、売上が伸び悩み、当期損失を計上しているが、その原因について分析はなされていない。当該所見は、財務分析としては不十分な内容であり、当該所見から融資決定は通常判断できないと思われる。</p> <p>貸付に係る事業性や回収可能性の審査については、取扱金融機関や産業支援プラザと連携して適切に実施しているとのことであるが、その判断の経緯は上記「総合所見」には反映されていない。貸付審査時には事業計画の実現可能性等につき慎重かつ厳重な検討がなされるべきであり、融資決定について判断できるように充実した「総合所見」とする必要がある。</p> <p>なお、県では平成24年度から産業支援プラザが「融資あっせん書」を取扱金融機関に送付し、金融機関が融資決定をする方式に変更しており、産業支援プラザが上記「総合所見」を記載する仕組みではなくなっている。</p>	<p>平成23年度においては、融資の適否の決定は産業支援プラザの調査報告書により、融資審査会の審査結果を経て知事が決定する方式でした。</p> <p>ご指摘のとおり、貸付審査には事業計画の実現可能性や財務分析を十分検討することが重要であるため、平成24年度からは、産業支援プラザは融資の受付を行い、制度の趣旨に合致していることなどを調査し報告する「融資あっせん書」を取扱金融機関に送付し、融資の適否は金融機関が決定する仕組みに変更しています。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 \_\_\_\_\_ 中小企業支援課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
工業振興調整事業費	<p>(20) 滋賀の新しい産業づくり促進資金の成果測定について(意見 14)</p> <p>「滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金」においては、『滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金交付要綱』第 20 条第 2 項に基づき、補助金交付後の成果測定指標として、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、補助事業に係る過去 1 年間の企業化状況について、企業化状況報告書（補助企業に係る開発商品の販売数量、販売額及び収益額等について）の作成、提出を受け、継続的に成果測定を実施しているが、「滋賀の新しい産業づくり促進資金」においては、このような継続的な成果測定の報告はない。</p> <p>「滋賀の新しい産業づくり促進資金」について、貸付実施後の成果測定を検討することが望ましい。</p>	<p>融資制度の利用者の負担が過度にならない方法で、効果的な成果測定の方法を検討します。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
計量検定所	<p>(21) 計量検定所の組織目標について（意見 15）</p> <p>組織目標が常に前年度実績値を下回っているのは、計量検定所の業務は検定等事業、検査事業、立入検査事業及び啓発事業に大別されるが、主に検定、検査事業という受動的な事業が中心となるため、計量法第 148 条で任意とされている立入検査事業に配分できる人員等に制限があり、その中で適切と考えられる目標値を設定しているためとのことであった。平成 23 年度に組織目標値を上乗せするなど行われているが、PDCA サイクルがより有効に機能するような適切な目標設定を行うことが望ましい。</p>	<p>これまで、目標値を上回る成果を出せるよう年度当初に対象事業者ごとの月別立入計画表を作成するなど職員一丸となって取り組んできたところですが、今後の組織目標値については、PDCA サイクルがより有効に機能するよう、過去の実績値を踏まえ、平成 25 年度の目標値を 135 事業者に設定したところです。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
工業技術総合センター	<p><b>(22) 工業技術総合センター信楽庁舎の耐震補強について(意見 16)</b></p> <p>工業技術総合センター信楽庁舎は築40数年を経過し、これまでのところ大きな改修工事等はなされていない。また、栗東庁舎は築25年以上が経過し、建物本体の老朽化による雨漏れやひび割れとともに、冷暖房設備、電話・放送設備など、設備関係の陳腐化が目立ってきている。地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（法律第105号）が定められている。安全性の確保は重要な課題であり、同法の趣旨に則り建築物の耐震化について早急に対応する必要があるため、施設のあり方も踏まえ検討されることが望ましい。</p>	<p>工業技術総合センター信楽庁舎は信楽地場産業への技術支援の拠点であり、庁舎の施設維持のための修繕を適宜進めています。信楽庁舎の耐震化につきましては、計画的な庁舎の維持管理および安全性の向上の観点から、優先度を判断してまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
工業技術総合センター	<p><b>(23) 工業技術総合センター栗東庁舎別館3階 研修室の有効利用について(指摘 7)</b></p> <p>栗東庁舎別館3階の研修室については、現状、産業支援プラザに対して1年間の使用を許可したうえでその使用料を全額減免し、有料研修の場合は使用した分だけ使用料を徴収するという方法を採用しているが、上記のように使用日数はきわめて少なく、また、このような使用形態を採用していることにより、産業支援プラザが研修利用していない期間であっても他の用途に供されることはない。</p> <p>年間使用許可とその全額減免という方法によらず、使用時のみ貸与する方法を採用し、他の期間の施設利用を検討することにより施設の有効利用を図るべきである。</p>	<p>工業技術総合センター栗東庁舎別館の研修室使用許可については、平成25年度から、使用時のみ使用許可することとしています。また、使用形態を見直すことで弾力的な施設利用も可能となることから、研修室の有効利用を図ってまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
工業技術総合センター	<p>(24) 工業技術総合センターの開放機器の整備状況について（意見 17）</p> <p>保有点数には、取得後 15 年以上経過した資産が 184 点含まれている。また、故障や老朽化などの事由により平成 23 年度に設備の使用がなされなかった資産が 78 点含まれている。</p> <p>機器開放事業は工業技術総合センターの柱となる事業であり、常に最新技術や企業のニーズに合わせた機器の整備が必要である。スペースの有効利用の観点からも機器の処分等を速やかに検討し、開放サービスの充実に努められたい。</p>	<p>開放機器の整備については、故障や老朽化などにより不用となっている機器の処分を進め、スペースの確保に努めるとともに、企業ニーズに沿った機器の計画的な整備を進めてまいります。</p>



## 平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
工業技術総合センター	<p>(25) 工業技術総合センターの保有設備の実査について(指摘 8)</p> <p>保有設備の現物実査を定期的・網羅的に実施しておらず、これに係るマニュアルもない。開放機器の実査に係るマニュアルを整備して定期的・網羅的に実査し、開放機器の管理を徹底すべきである。</p>	<p>工業技術総合センターでは、重要物品については年1回の現物確認、作動確認等の実査を実施しているところですが、重要物品以外の物品についても実施可能な方法を検討し、計画的な実査を行っていきます。</p> <p>このため、今後、適切な運用が図れるよう現況確認等実査にかかるマニュアルを作成し、管理の徹底に努めてまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
工業技術総合センター	<p>(26) 工業技術総合センターの保有設備に関する財産に関する調書記載内容について (指摘 9)</p> <p>保有点数には不用決定済の設備 10 点、71,587 千円が含まれている。『平成 23 年度滋賀県財産に関する調書』2 物品には滋賀県が保有する重要物品が 6,403 点と記載されており、その内訳には同センター保有資産として 368 点含まれているが、滋賀県財務規則第 156 条第 1 項より、重要物品に不用物品は含まれず、上記物品数の報告点数が過大となっている。当該財産に関する調書は現物に即して適切に記載すべきである。</p>	<p>工業技術総合センターでは、不用決定した重要物品を処分するまでの間、当該備品を誤って重要物品として計上していました。今後は、滋賀県財務規則に基づき、財産に関する調書について適切に記載してまいります。</p>

## 平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
東北部工業技術センター	<p>(27) 東北部工業技術センター庁舎の耐震補強について(意見 18)</p> <p>長浜庁舎については、前身の滋賀県繊維工業指導所として昭和46年度の全面改築以降大きな改修を実施していない。また、彦根庁舎については、前身の滋賀県立機械金属工業指導所が昭和35年に移転新築以降大きな改修工事等は実施していない。</p> <p>工業技術総合センター信楽庁舎同様、安全性の確保は重要な課題であり、建築物の耐震改修の促進に関する法律（法律第105号）の趣旨に則り建築物の耐震化について早急に対応する必要があるため、施設のあり方も踏まえ検討されることが望ましい。</p>	<p>東北部工業技術センターは滋賀県北部の企業および地場産業への技術支援の拠点であり、各庁舎の施設維持のための修繕を適宜進めています。各庁舎の耐震化につきましては、計画的な庁舎の維持管理および安全性の向上の観点から、優先度を判断してまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>東北部工業技術センター</p>	<p>(28) 東北部工業技術センターの開放機器の整備状況について（意見 19）</p> <p>保有点数には、取得後 15 年以上経過した資産が 90 点含まれている。また、故障や老朽化などにより平成 23 年度に設備の使用がなされなかった資産が 32 点含まれている。</p> <p>機器開放事業は同センターの柱となる事業であり、常に最新技術や企業のニーズに合わせた機器の整備が必要である。スペースの有効利用の観点からも機器の処分等を速やかに検討し、開放サービスの充実に努められたい。</p>	<p>開放機器の整備については、故障や老朽化などにより不用となっている機器の処分を進め、スペースの確保に努めるとともに、企業ニーズに沿った機器の計画的な整備を進めてまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>工業技術総合センター・東北部工業技術センター</p>	<p>(29) 地方独立行政法人化について（意見 20）</p> <p>滋賀県において、地方独立行政法人化については、平成 15 年 12 月 16 日の地方分権推進対策特別委員会において以下のように報告されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の試験研究機関は小規模であり、単独で独立行政法人化しても、制度のメリットを十分に発揮できない。</li> <li>・設立時のコストを考えると引き合わない。</li> </ul> <p>地方独立行政法人化により業務の効率性・質の向上、透明性の確保並びに自立的業務運営の確保を目指すことは、財政がひっ迫している現状でより一層の健全化を目指すためには重要な手段であると思惟される。平成 15 年に「単独で」の独立行政法人化を検討しているが、他県では試験研究機関が合併して独立行政法人化を進めるところも存在する。地方独立行政法人化の継続的な検討が望ましい。</p>	<p>工業技術総合センターおよび東北部工業技術センターについては、これまでも、支所の統廃合を行うなど組織の効率化を進めてきたところです。</p> <p>また、関西広域連合広域産業振興事業では、情報・設備・技術の相互補完により、試験研究機関の連携強化を図っているところです。</p> <p>今後、本県の財政状況を踏まえ、企業ニーズに応えるための支援体制を継続しつつ、一層の効率性および質の向上等を図ることができるよう、他府県の状況等を調査するとともに、他の試験研究機関とも連携をとりながら方策を検討してまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名                      企業誘致推進室

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>企業誘致推進事業</p>	<p><b>(30) 企業誘致助成金事業に関する要綱の運用について(指摘 10)</b></p> <p>県が入手した証憑において、固定資産の納入日が平成 18 年 9 月 30 日以降となっている固定資産は、『同年 9 月 30 日までに当該設備投資にかかる操業が開始』されているという(助成金の)要件に合致しない。また、県が入手した証憑において、固定資産の納入日が不明の固定資産についても、平成 18 年 9 月 30 日までに操業が開始されていることを確認できなかった。</p> <p>据付・調整等で稼働していれば検収が未処理でも助成対象となると考えていたという当時の県の運用は、要綱及び要領の記載と乖離するものとする。</p> <p>また、固定資産の実際の納入日が平成 18 年 9 月 30 日以前である事実を当時の担当者が確認したとのことであるが、これを確認する証憑を入手・保存しておらず、また、その事実を記した報告書もない。</p> <p>要綱及び要領の記載文言に沿った運用が必要である。</p>	<p>当時の企業誘致助成金事業の運用においては、「平成 18 年 9 月 30 日までに当該設備投資にかかる操業が開始」されているという要件の解釈や確認方法に曖昧な点が認められましたので、現行の企業誘致助成金事業である「滋賀でモノづくり企業応援助成金」においては、次の点を改め、事業の適切な運用を図ってまいります。</p> <p>(1) 操業開始日を「助成対象となる設備等の納品および検収がすべて完了した上で業務を開始した日」と規定し解釈を明確にします。</p> <p>(2) 操業開始時点で、助成対象固定資産の納品・検収の事実を確認するため証拠書類を求め、これを適切に保管します。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名            企業誘致推進室

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>企業誘致推進事業</p>	<p>(31) 企業誘致助成金事業に関する実地検査の実施時期について(意見 21)</p> <p>助成金給付の審査は、助成措置対象指定申請時と助成金交付申請時に実施しているが、指定申請は工場等の建設前に、交付申請は操業開始日から 1 年以内に実施されるものであって、操業開始日にその実態を検査していない。</p> <p>県は、操業開始日を雇用継続の確認の起算点として認識しているが、設備投資額を基準に助成金額を算定していることから、操業開始日に固定資産が実際に納入されているかを確認することは重要な手続であり、操業開始日を基準に実地検査を実施し、適宜実態の把握に努めることが望ましい。</p>	<p>現行の企業誘致助成金事業である「滋賀でモノづくり企業応援助成金」において、今後は、操業開始日を基準とした実地検査を実施し、交付対象となる設備等が実際に納品・検収されているか確認を行ってまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 \_\_\_\_\_ 労働雇用政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
滋賀県の労働施策	<p>(32) 雇用関連指標の整理及び分析について (意見 22)</p> <p>滋賀県の労働雇用施策については、県独自での実態調査等とあわせ、有効求人倍率や就業構造基本調査等の国の調査の分析に基づき、失業者や若者、女性、障害者等の実態に応じた施策が行われている。</p> <p>しかしながら、各種雇用関連指標は施策決定にあたり、必要に応じて活用されているものの、課内において各種雇用関連指標は十分に整理されておらず、また、分析結果を常時参照できる状態にはなっていない。各種雇用関連指標の整理・分析を行い、課内において滋賀県の労働雇用に対する問題点の共有化を図り、また、対応策について討議することで、さらに効果的な施策の構築に資することが望まれる。</p>	<p>施策決定にあたってこれまでから活用してきた各種雇用関連指標等について整理するとともに、総合事務支援システムのライブラリーへの掲載等により当該指標の分析結果を常時参照できるようにし、本県の労働雇用情勢に係る問題点の共有化や対応策の検討に活用することにより、今後の施策構築に結びつけてまいりたいと考えています。</p>



平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 \_\_\_\_\_ 労働雇用政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
労働相談費	<p>(33) 労働相談費事業の有効性について (指摘 11)</p> <p>滋賀県労働相談所はコラボしが21に設置されており、土日を含め交代で常時1名の相談員が駐在している。年間の相談件数は836件(来所の相談は1割程度)であり、単純に年間日数で除してみると、1日当たりの相談件数は2～3件となる。また、相談員の業務内容を簡潔に記載している執務日誌を閲覧しても、日々「関連図書による学習」が業務内容に記録されている。</p> <p>労働相談の性質上、土日相談に対応できる施設があるという存在そのものに意義があるのは理解できるが、県の財政より拠出している以上、どこかで効果が費用に見合っているかの線を引き直すことは必要である。</p> <p>当事業の性質上事業効果を図る数値指標は設定されておらず費用対効果の検討は行われていないが、現在の利用状況を勘案すると、設置場所、相談員の配置等について引き続き対応が必要である。まずは利用者への周知徹底を図り、それでも利用者が増えない場合には、勤務時間の短縮等の対応が必要である。</p>	<p>当相談所は「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に定める県の責務に基づき設置しているもので、労働者のセーフティネットの窓口としての役割を果たしています。一件の相談につき、所要時間は記録も含めると平均して約2時間前後必要です。現在は1日平均3件程度ですが、相談内容によっては法令、判例等を調べる必要があり、適正に運営されているものと考えています。</p> <p>また、土日の開設については、利用件数は全体の2割程度しかありませんが、1時間あたりの相談件数では平日とあまり差はない状況です。土日でないとは利用できない労働者のためにも、セーフティネットの窓口としての役割からも開設は必要と考えているところです。</p> <p>設置場所・配置については、これまでからも財政的見直しを加えてきているところですが、当相談所の代替機関は他にはないため、まずはポスターを作成し、県内のコンビニエンスストアをはじめ、公民館や図書館などに掲示してもらうなど周知を図ることに努め、利用者にとってより効果的な運営となるべく取り組んでまいります。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 \_\_\_\_\_ 労働雇用政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
労働福祉融資促進費	<p>(34) 勤労者福祉対策融資制度の有効性について (意見 23)</p> <p>現在及び近年の利用者の主要な借入目的は住宅修理費と教育費であるが、平成 21 年度から平成 23 年度の利用実績は、表のとおり非常に乏しい状況である。</p> <p>今後、団塊の世代が後期高齢者となるに伴い、介護休業取得者の増加により当制度の需要は増すとのことだが、当面は県が財源を確保してまで実施し続ける必要性は低い。</p> <p>以上から、当該事業についてはそのあり方を見直すことが望ましい。</p>	<p>当制度は、勤労者の生活の健全化のために実施しているもので、長引く厳しい経済雇用情勢の中、勤労者の生活のセーフティネットとして県として引き続き役割を果たす必要があると考えています。</p> <p>また、少子高齢化が進展していく中、育児・介護休業取得者は、年々確実に増えていくと考えられることから、制度の利用促進を図るため、勤労者に対して一層の周知に努めるとともに、利用件数が低迷している原因を追及し、その結果によっては制度のあり方も含めて検討していきたいと考えております。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 \_\_\_\_\_ 労働雇用政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
雇用安定対策費	<p>(35) 滋賀の“三方よし”人づくり事業の費用対効果について（意見 24）</p> <p>滋賀の“三方よし”人づくり事業のうち、推進センターの運営はふるさと雇用再生特別事業であるため、今後も事業を継続する方向で検討されており、基金事業終了後においては県の一般財源を用いることとなる。</p> <p>しかしながら、滋賀の“三方よし”人づくり事業は、推進センターの運営費と若年求職者への雇用費用等を合わせると、事業費が2億円程度もかかる一方、事業の効果である新規雇用の失業者の採用者数は、運営側の雇用と若年者の雇用を合わせても83名である。</p> <p>コストに見合う効果を得ているか疑問であり、事業の継続が危ぶまれる。当事業の継続にあたっては、費用対効果を十分に検討されたい。特に、基金事業終了後の一般財源による継続にあたっては、雇用の形態をとらない等、事業内容を工夫して実施することが望まれる。</p>	<p>本事業は、国が実施する緊急雇用創出事業のうち、地域人材育成事業として、新たに雇用した失業者に対する人材育成を行い、県内企業とのマッチングを行う事業です。</p> <p>基金事業終了後も、若年求職者の人材育成は引き続き重要な課題であることから、今後、本事業の継続に向けて、事業規模や実施内容、事業効果等について十分検討してまいりたいと考えています。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 \_\_\_\_\_ 労働雇用政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>高等技術専門校運営費</p>	<p>(36) 高等技術専門校における就職率の算定について (意見 25)</p> <p>就職率の算定にあたり、訓練受講期間中に某事業所でパート就労で従事していた者が、修了後においても就職先が決まらず同所で引き続き従事した者を、専門校ではこれを就職したものと捉えている。職業訓練を受けて就職出来た者を就職したと捉えるべきであり、今後留意されたい。</p>	<p>御意見のあったケースは、本来、就職率に含めるべきでないものを算入したものであり、今後、なお一層就職状況の詳細の把握に努め、こうした誤りがないようにいたします。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 \_\_\_\_\_ 労働雇用政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>高等技術専門校運営費</p>	<p>(37) 高等技術専門校の訓練科の見直しについて (意見 26)</p> <p>近年の入校状況をみると、応募者が募集定員を上回る科もあるが、一方で募集定員に満たない科が相当数見受けられる。このような状況の中、各科定員を想定した職員を配置し、訓練設備を整備しているものの、定員に満たない訓練科では設備等が有効に活用されていないと推察される。</p> <p>また、定員割れの継続はそもそも設置された訓練科が時代のニーズに適合していない点も関連しているのではないかと考えられる。現在設置されている訓練科については、訓練対象や期間、カリキュラム等が必要に応じて見直されているが、昨今の激動化している経済・労働環境に照らしてみれば、就労ニーズは大きく変化しており、それに合わせて、当校の訓練科においてもその役割・時代のニーズに適合するよう訓練科のさらなる見直しを図ることが望まれる。</p>	<p>左記に対する基本的な考え方等</p> <p>定員の設定にあたっては、すべての訓練科を一律のものとするのではなく、訓練科ごとにニーズ等を勘案し設定するとともに、その指導体制や訓練用機器についても国が定める基準等をもとに整備を行っているところです。</p> <p>また、訓練を実施するにあたっては、受講者が定員に満たない場合であっても、訓練に要する時間や指導に要する職員の数は、受講生の習得度や安全面等にも配慮した配分や体制が必要となりますが、定員を充足していない訓練科があることは、十分に有効活用されているとは言い難い面もあります。</p> <p>現在設置している訓練科は、主に滋賀県の基幹産業である製造業や建設業などの、ものづくり分野において必要となる基本的な技能および知識を習得していただくための訓練を中心に実施しており、これまでも時代や企業のニーズに応じて訓練内容等の見直しをしておりますが、今後については、職員が企業を訪問するなどの方法により、さらにニーズの把握に努め、効果的な訓練を実施するための見直しを進めて行くこととしております。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名            観光交流局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
滋賀県の観光方針	<p><b>(38) 観光交流局の組織目標について(指摘 12)</b></p> <p>「新・観光振興指針」は、「滋賀県基本構想」における観光分野での基本計画であるため、毎年の予算編成の中では、その実現のために重要な施策について優先的に採択されるよう政策協議がなされている。しかしながら、当該指針に掲げられている目標のうち、観光入込客数及び外国人入込客数については、平成 22 年度から平成 24 年度までに観光交流局の組織目標として掲げられた年度がない。</p> <p>観光入込客数等は、市町を含めた滋賀県全体としての取り組みにより達成されるものであり、集計までに時間がかかるという事情もあるため、単年度の組織目標とするには困難な面があることも理解できるが、観光入込客数等は、滋賀県のウェブサイトにおいても毎年、月別単位での入込客数（統計調査書）が公表されており、観光振興における最も重要な指標のひとつといえる。</p> <p>「新・観光振興指針」の目標値（観光入込客数 2013 年 5,000 万人）達成のために、各事業での目標達成が、観光交流局及び「新・観光振興指針」の目標達成に繋がるといった関連性を明らかにして、各種施策を実施するべきである。</p>	<p>現行の観光振興指針で定めた数値目標のうち「観光入込客数」につきましては、集計までに時間がかかることから、従来、組織目標には位置づけていませんでしたが、今般の指摘の趣旨をふまえ、集計途上であっても「推計値」により目標管理を行うこととし、平成 25 年度より目標として設定いたしました。</p> <p>今後の観光振興施策の展開にあたっては、常に目標値と事業との関連性を意識しながら、より効果の高い事業に重点的に取り組んでいきたいと考えています。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名                      観光交流局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
観光客誘致促進費	<p>(39) 映像誘致・ロケ支援事業の効果的な支出について (意見 27)</p> <p>当事業においては、ロケ地に滋賀県が使用されるのみならず、視聴者が当該ロケ地を滋賀県として識別し、滋賀県に行きたいと思わせることが重要である。</p> <p>今後も事業を継続していくなら、予算の範囲内において、より効果の高いロケ誘致に対して事業費を支出していくことが望まれる。</p>	<p>県内でのロケ撮影が観光振興につながるよう、ホームページをはじめ、様々な広報媒体を通じてロケ地情報を紹介するほか、作品とタイアップしたスタンプラリーやパネル展などに取り組んでいきます。</p> <p>また、滋賀県におけるロケ実績および支援作品本数は、年々増加しており、その中でも本県への観光誘客に効果的で、かつ地域づくりに結びつくと思われる映像作品につきましては、より積極的なロケ支援に取り組んでいきたいと考えています。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名                      観光交流局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
観光物産情報センター費	<p><b>(40) 東京観光物産情報センター管理運営事業の効果測定について（指摘13）</b></p> <p>ビクターズビューローが設置している滋賀（大津駅）観光物産情報センターにおいては、成果目標として「物産販売による収益 4,195 千円と訪問者数 33,000 人」という具体的な数値を定めている一方、東京観光物産情報センターにおいては、数値目標を設定していない。</p> <p>東京観光物産情報センターにおいても、訪問者数などの具体的な数値目標を毎年定め、事業計画に対する効果測定およびそれに基づく次年度以降のフィードバックをより確実に進めていくことが必要である。</p>	<p>平成 25 年度の組織目標において、東京観光物産情報センターの年間来場者数 65,300 人という数値目標を設定し、これを達成するため、管理委託先に対しても、この成果目標を踏まえた事業計画の作成を求め、意識の共有を図ったところであります。</p> <p>今後、定期的に東京観光物産情報センターの利用状況を把握し、各事業による効果を分析したうえで、センターが実施する企画展の内容を工夫するなど、次年度以降の事業計画に反映させていくこととします。</p>



平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名            観光交流局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
多文化共生推進費	<p>(41) 多文化共生推進事業における滋賀県国際協会との役割分担について（意見 28）</p> <p>県は多文化共生推進事業を推進するために、滋賀県国際協会へ事業費補助を実施している。滋賀県国際協会との役割分担について、県は施策・事業の企画立案・総合調整の実施、滋賀県国際協会は国際交流事業・多文化共生事業等各種事業の実施として、企画と事業実施という整理をしている。</p> <p>しかし、現時点では、県独自の事業として、リソースモデル育成事業やコーディネーター養成講座を行い、一方で、外国籍住民サポーター育成のための講座、在住外国人向けの情報誌の発行、並びに生活等の相談といった事業については滋賀県国際協会が実施しており、講座事業に関しては役割分担が一部不明確な部分もあり、効率的になされていない。</p> <p>県と滋賀県国際協会の業務範囲を当初の方針にしたがい明確にし、その上で、お互いの事業量、費用対効果を把握しながら、今後の役割分担の更なる検討が望まれる。</p>	<p>多文化共生推進事業の推進につきましては、企画と事業実施の役割分担を基本としながら、国の制度に係る政策提案や市町との連携に関わる部分を県が担い、民間団体等との協働・連携などを滋賀県国際協会が担うなど、それぞれの強みが活かせるような分担としていますが、双方が実施する講座事業など、個別の事業に関しては、より効果的、効率的に実施できるよう、検討を進めていくこととします。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名                      観光交流局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
多文化共生推進費	<p>(42) 外国人による配食事業の事業計画の適切性について（指摘 14）</p> <p>外国人による配食事業は、ふるさと雇用再生特別基金事業として実施されたものの、基金事業の趣旨である継続雇用の達成者もゼロであり、当初計画の農産物の加工・販売事業も実施に向けた試行を行ったものの十分な販路が確保できず事業廃止となっている。</p> <p>事業廃止に至った原因は、そもそも基金廃止後の事業計画の検討が十分でなかったことにあると考えられ、基金活用の効果としては不十分である。事業実施の財源が国からの交付金であっても、県の一般財源と同様に厳しくその効果を検討した上で実施すべきである。</p>	<p>当初の事業計画においては、農産物の加工・販売等の販路拡大により継続雇用を図ることとされていたものの、経済情勢の悪化等の影響により十分な販路の確保が難しく、事業期間終了の平成 23 年度をもって事業廃止に至りました。しかしながら、事業自体につきましては、国の定めた実施要領に基づき適切に実施されたものと認識しています。</p> <p>今後、同様の事業実施にあたっては、当初事業計画の精査など、より適切な執行管理に努めていきたいと考えています。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名                      観光交流局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
国際交流施設管理運営費	<p>(43) シガインターナショナルハウスの廃止について（意見 29）</p> <p>シガインターナショナルハウスは当初の施設の目的である海外技術研修員の居住用としての活用頻度は少なく、県内の大学に在学の留学生に貸付してもなお低い入居率である。また、施設も老朽化している。</p> <p>この点、現在、県において施設の廃止に向けた協議が進められているが、出来るだけ早期に廃止後の有効活用策の立案及び実施が望まれる。</p>	<p>現在および今後の利用状況のほか、将来的な補修にかかるコストを勘案しながら、施設の廃止も含め、そのあり方についての検討を進めることとします。</p>

平成24年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名            観光交流局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>外郭団体の事業運営の見直しとその進捗状況</p>	<p><b>(44) 滋賀県国際協会の自主財源確保に向けた取り組みについて（意見 30）</b></p> <p>滋賀県国際協会では、自主財源の確保手段として、より広く県民や企業・団体に広報するとともに、会員向け事業やサービスの充実を図ることにより、積極的な会員募集を行い、受取会費収入の増額を図っているが、会員数は減少傾向にある。</p> <p>滋賀県国際協会では、自主財源の確保に向けた数値的な目標が設定されていない。昨今の経済環境、取り組まれている事業内容から、財務状況を抜本的に改善させることは困難であると考えるが、まずは、取組みの第一歩として、事業の数値的な目標、そのための具体的な計画・戦略を策定することが必要である。</p>	<p>（公財）滋賀県国際協会は、県の出資団体ではあるものの、独立した経営体であり、団体自らにより主体的に運営されることが基本であります。</p> <p>現在、平成 23 年度から 27 年度までを計画期間とする中期計画に基づき、寄付金や外部資金の導入にも取り組まれているところですが、県からも一層の努力を促していきます。</p> <p>数値目標の設定につきましては、当該団体とも協議しながら、事業計画への反映を求めるなど、検討を促したいと考えています。</p>

